

■シミュレーターの利用

スキルラボラトリーは、擬似臨床技能実習を行う施設です。臨床実習は非常に重要であり、医療に必要な基本的技術、知識、マナーを習得できます。

利用しやすい運営を行っておりますので、授業、研修だけでなく、研修期間中の自習等にぜひご活用願います。

■利用案内

1. 利用時間

原則として総合研修センターの業務時間
(年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時まで)

2. 利用できる人

- 1)医学部附属病院の教職員
- 2)医学部・医学系研究科の教職員と学生
- 3)その他、各管理部署が適当と認めた者に限り、利用を認めたもの

なお、心肺蘇生シミュレーションシステム、トリアージ訓練用シミュレーション・システムについては、機器の操作に習熟した者が利用に含まれている事。

3. 利用申請・方法

1)利用申請

(1)利用希望者は総合研修センターホームページ若しくは医学部附属病院教職員専用院内ホームページ(MULINS)内の「東京大学医学部附属病院シミュレーター予約システム」で利用者登録を行い(「利用の手引き」を参照のこと)、同システムを通じて予約する。

(2)実習や研修で利用する場合は1年前から、その他の場合(自己学習や私的な勉強会等)は3ヶ月前から利用申請できる。なお、申請者が医学生の場合は、同システムでの予約登録の際、責任者教員(含む担任)を選択し申請する。

2) 利用方法

利用者は身分証明書等を提示し部屋の鍵を借り、使用後に責任を持って返却する。同時に日常点検表を実施する。

3) 利用予約の優先順位

利用予約は原則として先着順(同システムによる重複予約は不可)となるが、医学生の実習及び研修医や教職員の研修による利用を優先する。予約希望が重なった場合は、当事者間で協議し調整し、最終決定は総合研修センターが行う。

4) 使用承諾の取り消し

利用者が次のいずれかに該当する時は、使用承諾を取り消す

- (1) 使用承諾の目的に反した時。
- (2) 目的外の使用又は又貸しをした時。
- (3) 使用方法に違反が生じた時。
- (4) 管理運営上に支障が生じた時。
- (5) 総合研修センターにおいて、緊急に必要が生じた時は、使用承諾の取り消し、又は使用条件の変更を行うことがある。

4. 鍵の管理

原則として総合研修センターが臨床技能実習室の鍵を管理する。

5. 臨床技能実習室・シミュレーター等使用責務

1) 使用方法の責務

- (1). シミュレーター等を室外に貸し出すことは原則として認めない。
- (2) シミュレーター等の使用に関しては使用者が責任を持つ。責任者教員の下に使用する場合は教員が責任を持つ。
- (3) シミュレーター等の使用にあたっては、付属の使用マニュアル、インストラクション・ガイド(Instruction Guide)により操作等を行う。使用方法に不明な点がある場合は、可能な限り事前に問い合わせせる。

(問合せ先)

救急部：心肺蘇生シミュレーションシステム

協力研究センター：基本診療手技シミュレーションシステム、

　　臨床シミュレーション教材開発・自己学習システム

総合研修センター：内視鏡下シミュレーションシステム

- (4) 使用した備品等に不具合があった場合、若しくは破損させてしまった場合等は速やかに総合研修センター維持管理者に連絡しなければならない。なお、消耗品等を使い切った場合も同様とする
- (5) 当実習室を退室する際、若しくは内部に人がいなくなる場合は、責任を持って施錠を確認しなければならない。

6. 遵守事項

- 1) 良識ある行動をし、秩序・風紀の維持及び設備の保全に努めなければならない。
- 2) 使用時間を守らなければならない。
- 3) シミュレーター等の取扱いは、各自が責任を持って行わなければならない。
- 4) シミュレーター等を許可なく改変してはいけない。
- 5) シミュレーター等を室外に移動してはいけない。
- 6) 使用後は、整理・整頓し、シミュレーター等を元に復しなければならない。
- 7) シミュレーター等を破壊又は汚損してはならない。
- 8) 飲食、喫煙をしてはならない。
- 9) 火気の使用をしてはならない。
- 10) 消灯、空調機の管理を行わなければならない。

7. 毀損の措置

使用者が当臨床技能実習室及びシミュレーター等を破損又は紛失した時は、直ちに総合研修センターに届け出てその指示を受けなければならない。また、これらが故意又は重大な過失による場合は、これによって生じた損害を弁償しなければならない。